



議会基本条例の検証に ついて

—長浜市議会—

①検証の具体的手順

<事前準備> 検証手順の決定

<ステップ1> 検証チェックシートによる自己検証

<ステップ2> 検証結果のとりまとめ

<ステップ3> 外部有識者との意見交換

<ステップ4> 公表

②外部有識者との意見交換の方法

選定方法

- 滋賀県市議会議長会と龍谷大学がパートナーシップ協定（軍師ネットワーク）を締結していることから同大学の教授を紹介いただいた。

議員研修

- 自己検証作業に取組むにあたり、全議員を対象に同教授による「議会基本条例の検証のポイント」をテーマに研修を行った。

議会運営委員会への招聘

- 議会運営委員会で最終的に自己検証結果をとりまとめるにあたり同教授を委員会に招聘し助言をいただいた。

③検証結果

要検討（5項目）

- ・議長・副議長選挙の透明化
- ・法96条第2項による議決事件の追加
- ・政策討論の実施
- ・議員定数の検討
- ・議員報酬の検討

改善・拡充（3項目）

- ・市民の皆さまとの意見交換会の実施
- ・積極的な議案提出
- ・議会事務局の機能向上

継続（21項目）

- ・議会だよりの発行
- ・議会ＨＰの更新
- ・会議日程の公表
- ・議案に対する賛否の公表他
17項目

④今後の検証予定

- ◆ 検証結果を受けて、今後、具体的に改革を検討を進める
- ◆ 議会運営委員会が主体となって定期的に検証を行う

(見直手続)

第26条 議会は、別に期間を定め、この条例の目的が達成されているかどうかを
議会運営委員会において検証し、その結果を市民に公表するものとします。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合
合は、適切な措置を講じるものとします。